

令和3年度秋田県飼養衛生管理指導等計画

（ 令和 3 年 4 月 1 日
秋 田 県 公 表 ）

はじめに

- (1) 家畜の伝染性疾病的発生予防のためには、家畜の伝染性疾病的病原体の侵入防止、及び野生動物等におけるまん延防止の徹底とともに家畜の飼養農場における病原体の侵入防止の取組の徹底が重要である。
- (2) 特に、飼養衛生管理基準は、家畜の所有者が家畜の飼養に係る衛生管理において基本として守るべき基準であり、その遵守は、家畜の伝染性疾病的発生予防の最後の砦が、衛生管理区域への当該伝染病的病原体の侵入を防止し家畜への感染を防ぐことにあることから、最も重要な発生予防対策の一つである。
- (3) 本計画は、家畜伝染病予防法第 12 条の 3 の 4 に規定する飼養衛生管理指導等計画を定めたもので、地域における家畜衛生の要であること、及び家畜の伝染性疾病的発生予防は地域の畜産振興と表裏一体であることから、地域の実情に即して、柔軟に飼養衛生管理基準の遵守に関する指導等を実施する。
- (4) 本計画の計画期間は、令和3年度から令和5年度とする。
- (5) 指針の変更、家畜の伝染性疾病的発生状況及び動向を踏まえ、必要があると認めた場合は、本計画を変更する。

第一章 飼養衛生管理に係る指導等の実施に関する基本的な方向**I 秋田県の畜産業の現状**

- (1) 近年、本県の、肉用牛及び乳用牛においては農家の高齢化、後継者不足等により小規模経営を中心に離農が進む一方、子牛価格や乳価の上昇等を背景に若い担い手による規模拡大が進展している。
- (2) 養豚においても飼養戸数は減少しているものの、企業養豚における大規模化が進展し、飼養頭数は増加傾向にあり、令和2年は75経営体で27万2千頭を飼養している。また、鶏飼養農家について、本県の特産である比内地鶏の出荷羽数は、近年、50万羽代で推移しているが、飼養戸数は100戸を下回り、96戸となり後継者不足による離農が続いている。
- (3) サポート体制について、牛飼養農家は他の畜種よりも連携が進んでおり、地域振興局（県）、家畜保健衛生所、市町村、農業協同組合等関係団体が協力し、飼養管理等を指導している。豚飼養農家は、農場毎に厳格な管理を行っており、立入者の制限により、畜産関係

機関はなかなか入れないのが現状である。鶏飼養農家では採卵鶏、ブロイラー飼養農家では、豚飼養農家と同様、厳しい立入者の制限があり、比内地鶏については、地域毎に取り組んでいるところが多いことから、農業協同組合が積極的に関わっている。

- (4) 家畜衛生に関しては、大規模経営における飼養衛生管理基準の遵守が進む一方、小規模経営においては、限られた労働力等から、飼養衛生管理基準の遵守が不十分である事例が散見される。
- (5) 飼養衛生管理の実施については、特に小規模経営においては、経営体ごとの経営力、リスク等に応じた対応が必要である。また、大規模経営においても、飼養頭数の増加に伴い、複数の衛生管理区域で飼養を行う事例への対応が必要である。
- (6) また、飼料運搬業者、死亡獣畜運搬業者など複数の畜舎及びその敷地に入出入りする者、家畜市場など家畜を集合させる催物の開催者、と畜場など家畜の集合する施設の所有者その他の畜産業に関連する事業を行う者（以下「関連事業者」という。）の活動は、畜産業にとって必要不可欠なものとなっている中、近年の関連事業者の規模拡大と広域化は、畜産業の生産性を向上させる一方で、ひとたび疾病が発生した際には広域的な感染拡大のリスクも有している。
- (7) さらに、養豚業では、食品残さを原材料とする飼料を利用することにより資源の有効利用に資するほか、水田農業との連携を進め、循環型社会の形成に寄与する取組を実施してきたが、特に、食品残さを原材料とする飼料の利用に関し、加熱等の対策が不十分な飼料の給餌によって家畜伝染病の発生を招いた可能性が指摘されている事例が、国内外で発生しているなど、生産振興施策の推進と対をなす家畜衛生上の課題も表面化している。本県においては、一部企業で食品リサイクル飼料を給与しており、十分な加熱処理の上、利用するよう指導している。
- (8) これらの認識を全ての関係者が共有し、家畜の伝染病の発生予防及びまん延防止に取り組むことが重要である。

Ⅱ 家畜の伝染性疾病の発生状況及び家畜衛生上の課題

(1) 概 要

本県において、特定家畜伝染病の発生は無く、家畜伝染病及び届出伝染病についても発的な発生にとどまっている状況である。

しかし、国内では豚熱（CSF）が平成 30 年 9 月に 26 年ぶりに発生が確認され、令和 3 年 1 月末現在 13 府県の 105 農場で飼養豚約 179 千頭が殺処分されている。野生いのししについては、23 都府県で陽性が確認されている。群馬県で野生いのししに陽性が確認されたことを受け令和 2 年 8 月 31 日に東北ではじめて福島県が予防的ワクチン接種推奨地域に指定された。その後、福島県内の野生いのししで陽性が確認されたことから 9 月 11 日

に宮城県、山形県がワクチン接種推奨地域に指定され、全国で27都府県でワクチン接種が行われている。山形県において、令和2年12月、ワクチン接種農場において、出荷予定のワクチン未接種豚において豚熱の発生が確認され、同月、野生いのししから豚熱ウイルスが確認されたことから、本県は、令和2年12月28日、ワクチン接種推奨地域となり、令和3年1月18日から初回ワクチン接種を実施した。

ワクチン接種推奨地域に指定されたことを踏まえ、野生いのししの検査を継続的に実施している。

高病原性鳥インフルエンザについては、本県では平成20年十和田湖畔の白鳥から高病原性鳥インフルエンザウイルスが検出され、養鶏場への侵入防止対策の徹底を行った経緯がある。令和2年11月、香川県において平成30年1月以来となる高病原性鳥インフルエンザの発生が家きんで確認されたことから、徹底した侵入防止対策と早期発見・早期通報を進める必要がある。

(2) 家畜区分ごとの家畜の伝染性疾病の発生状況及び家畜衛生上の課題

家畜区分	家畜の伝染性疾病の発生状況	家畜衛生上の課題
牛	・ヨーネ病について 全国的に発生している疾病であり、慢性的な下痢、泌乳量の低下、消瘦等の症状を呈する疾病で治療はなく、摘発・とう汰により清浄化を進めている。県内では平成25年に4頭継続発生、と畜場で1頭、県北の肉用繁殖農家1戸1頭で患畜が確認されている。平成27年は県南の肉用牛肥育農家2戸2頭、酪農家1戸1頭で患畜が確認された。 その後、令和2年現在、発生は確認されていない。 ・牛伝染性リンパ腫について 全国的に発生が増加傾向にあり、本県においても発生が確認されている。と畜場で発見されるケースが多く、平成29年は発生13頭中6頭、平成30年は発生16頭中8頭、令和元年は17頭中8頭はと畜場で発見である。家畜共済においては平成27年5月1日以降、と畜場で診断され全部廃棄となった場合も共済金の支払い対象となった。	・ヨーネ病への対応 ヨーネ病の農場への侵入は、ヨーネ菌に感染した牛の導入によるものが多いとされている。家伝法第5条による地域指定検査及び非発生地域からの導入と導入後の隔離飼養、速やかな検査等指導しているところである。 ・牛伝染性リンパ腫への対応 ウイルス病でありワクチンや治療がなく、無症状の感染牛の摘発・隔離・淘汰が基本。水平感染を阻止するために吸血昆虫の防除、人為的な出血を伴う作業上の器具の交換や消毒が重要。日常の恒常的な対策とコストがかかることから清浄化には時間を要する。平成27年度から国の牛白血病対策ガイドラインにより、効果的な清浄化を推進しているところである。

水牛		
めん羊・山羊	内部寄生虫病について 県北地域において、町特産「白神ラム」として200頭規模で飼養されている。 虫卵検査により、コクシジウム、線虫、鞭虫等が多数確認され、これらが基礎疾患となっている。	内部寄生虫への対応 平成29年から放牧前、駆虫薬の投与、放牧期間中虫卵検査と駆虫薬の投与、血液生化学検査による衛生対策を実施しているが、散発が続いていることから、今後も投薬プログラムや検査方法の見直しを図る。
豚	- 豚熱について 昭和49年が県内での最終発生であり、平成30年、国内発生が確認されてから、これまで飼養豚及び野生いのししに発生は、確認されていない。 令和2年12月28日、ワクチン接種推奨地域となり、令和3年1月18日から、初回ワクチン接種を実施。 - 豚流行性下痢（PED）について 平成26年4月に本県1例目となるPEDが確認され、12農場に発生、平成26年12月には新たに5農場で発生。 令和元年6月、4年半ぶりに1戸（大館市）で発生。 令和2年6月、昨年の発生農場で再発。 - 豚丹毒について 平成29年5件32頭、平成30年4件6頭、令和元年3件5頭の発生がと畜場より届出されている。発生農場は、一部農場に限られている。	- 豚熱への対応 飼養衛生管理基準の遵守により、県内への侵入防止対策を指導しているが、飼養規模により衛生管理の取組にバラツキがあるのが現状である。このため小中規模農家に対しハード・ソフトの両面の対策を検討する必要がある。 - 豚伝染性下痢（PED）への対応 平成26年度の発生確認以来、発生農場において、繁殖母豚にワクチンを接種している。 飼養衛生管理基準の遵守を基本としPEDマニュアルに沿った衛生対策を実施するとともに、令和元年、2年と連続発生した農場については、継続検査を実施。 - 豚丹毒への対応 ワクチン未接種や接種漏れにより免疫が付与されない個体がと畜場で発見されると推察。本病生ワクチン接種によりワクチン株菌による関節炎などがと畜場において確認されるため、発生が多い場合は不活化ワクチンの接種を指導。
鶏	マレック病について 平成28年以前は、年間数件の発生が確認されていたが、平成30年以降食鳥処理上や病性鑑定による届出が増加。	マレック病への対応 100日齢を超え出荷間近で、発症するため農家の経済的損失は大きい。 鶏舎消毒、隔離育雛など衛生管理について重点的に指導。また、ワクチン接種の手

		技の再確認と株の変更を検討し対応。
うずら		
馬	馬インフルエンザについて 国内で大規模流行があった平成 19 年に本県において、秋田国体で集団発生があった。	馬インフルエンザへの対応 乗馬施設では、多数の人や馬が他県との往来が考えられることから、飼養衛生管理基準の遵守と臨床検査等の実施が必要。
蜜蜂	腐蛆病について 全国的に小規模養蜂で散発的に発生しており、平成 25 年に県北地区で 2 戸 4 群の発生を確認し、自衛殺された。	腐蛆病への対応 本病は、これまで定飼の小群飼養者での発生が散見されることから、これら養蜂家に対して適正管理について指導が必要。

(3) 各主体における課題

《A》県

- ①家畜の伝染性疾病による畜産業への被害を最小限に抑えるため、市町村、関連事業者、生産者団体及び民間の獣医師等と協力して、家畜の伝染性疾病の発生予防及びまん延防止に向け連携して対応する必要がある。
- ②また、万が一、発生があった場合は、発生農場の防疫措置が円滑に進められるよう、市町村、関係団体、関連事業者等との情報共有や休日等も含めた連絡体制を明確にしておく必要がある。
- ③一方、衛生管理区域において、当該家畜の飼養を行う者や関連事業者のほか、施設又は設備の施工業者、水道、電気、ガス等の管理業者、郵便業者、宅配業者等多岐にわたる中、これらの関係者にも家畜の伝染性疾病の発生予防及びまん延防止の取組へ協力してもらうことが不可欠である。
- ④県は、家畜の所有者等及び市町村、農業協同組合等の関係団体に対して家畜ごとに定められた飼養衛生管理基準の内容の普及を図るとともに、家畜の飼養農場における飼養衛生管理基準の遵守状況を把握し、遵守が不十分であると認められる場合は、指導等を実施する必要がある。
- ⑤県は、平常時から家畜の所有者等との連絡体制を確保し、疾病発生時の対応の周知に努める。さらに、家畜の伝染性疾病の発生に備え、家畜の所有者が行う埋却地の確保等を推進するとともに、当該埋却地等が使用できない事態を想定した代替手段も確保するなど、速やかな封じ込めの確実な実施に向けた体制を構築する必要がある。
- ⑥県、市町村及び関係団体は、地域の関係者と協力し、野生動物の捕獲や、清浄性又は浸潤状況を確認するための野生動物の検査、食品残さ等を介した野生動物への感染を防止

するためのゴミ箱や看板の設置等の適切な対策を総合的に推進する。

《B》市町村及び生産者団体

- ①市町村及び生産者団体等は、家畜の所有者等との関係構築に努め、最新の家畜衛生に関する情報の共有及び家畜の飼養農場に関する情報の収集を行う体制を整備する必要がある。
- ②関係団体は、地域の関係者と協力し、野生動物の捕獲や、清浄性又は浸潤状況を確認するための野生動物の検査、食品残さ等を介した野生動物への感染を防止するためのゴミ箱や看板の設置等の適切な対策を総合的に推進することが重要である。

《C》民間の獣医師

飼養衛生管理基準の遵守指導の手引き等を活用して、定期的に指導力の強化に取り組むとともに、家畜の伝染性疾病に関する十分な知識を修得し、疾病の早期発見に努める必要がある。

《D》家畜の所有者

- ①家畜の所有者等は、国、県、市町村及び生産者団体からの助言により、致死的な症状を示さないものの、出生率や増体率の低下、乳質や乳量の減少等の生産性を阻害する疾病に対する認識や理解の向上に努め、飼養衛生管理基準の遵守を徹底するとともに、異状を呈する家畜を発見した場合は、獣医師等に速やかに通報し、助言を自ら求め、原因を追及する必要がある。
- ②家畜の所有者等は、野生動物が隠れる場所をなくすよう、衛生管理区域周囲の除草、その他の必要な措置を講ずるとともに、衛生管理区域並びに畜舎及び飼料倉庫、堆肥舎等の関連施設に野生動物が侵入しないよう、防護柵、防鳥ネットの設置等、家畜の飼養農場が置かれた状況を踏まえた効果的な対策を講ずることが重要。

Ⅲ 指導等の実施に関する基本的な方向

1 指導等に関する基本的な方向

- (1) 県は、家畜の伝染性疾病による畜産業への被害を最小限に抑えるため、市町村及び生産者団体と協力して、家畜の伝染性疾病の発生予防及びまん延防止に向けた事前対応型の防疫体制を整備する。
- (2) 一方、衛生管理区域に出入りする者は、衛生管理区域において当該家畜の飼養を行う者や関連事業者のほか、施設又は設備の施工業者、水道、電気、ガス等の管理業者、郵便業者、宅配業者等多岐にわたる上に、家畜の伝染性疾病の病原体は、感染した動物も明確な症状を呈するとは限らないこと、わずかな数でも感染が成立すること等から、これら関係者への防疫対策についての周知・徹底が不可欠である。

- (3) このため、家畜の所有者及び飼養衛生管理者（以下「家畜の所有者等」という。）に対して指導を行う県、市町村、農業協同組合等は、相互に連携を図りながら、多様な機会を活用して、正しい知識の普及、情報の収集及び提供を行い、人材の養成及び確保並びに資質の向上、迅速かつ的確な連絡体制の整備等、協働体制の構築に取り組むことが重要。

2 指導等の実施に関する基本的な方向

- (1) 県は、家畜の伝染性疾患の発生予防及びまん延防止のためには、飼養衛生管理や家畜伝染病の早期発見及び早期通報が不可欠であること、また、法第2条の2において「家畜の所有者は、その飼養している家畜につき家畜の伝染性疾患の発生を予防し、当該家畜に起因する家畜の伝染性疾患のまん延を防止することについて第一義的責任を有している」と規定されていることを踏まえ、家畜の所有者により選任され、家畜と毎日接する飼養衛生管理者が、飼養する家畜の飼養衛生管理について、農場ごとに作成する衛生管理マニュアルも踏まえ、少なくとも年1回以上、自己点検を行い、その結果を家畜の所有者と共有するよう指導等を行う。
- (2) 県は、法第12条の3の4に基づく飼養衛生管理指導等計画（以下「指導計画」という。）を定め、原則として3年ごとに見直しを行う。指導計画の規定事項のうち、特に「重点的に飼養衛生管理に係る指導等を実施すべき事項」については、家畜の種類ごとに当該事項を明らかにする。また、原則として3年間の計画期間中に、県内の全農場における必要な指導等が完了するよう、地域ごとの家畜の飼養農場数、家畜の飼養状況、指導等の進捗状況等を踏まえ、地域の関係者と連携した指導を実施する。
- (3) 県は、毎年、家畜の飼養農場における飼養衛生管理基準の遵守状況について、国が別途示す様式を使用し、確認を行う。その際、飼養衛生管理者が法第12条の4による定期報告等として行う自己点検の結果も併せて確認する。当該確認の結果、飼養衛生管理基準の遵守状況が著しく不十分である場合等、衛生管理の改善のために必要と考えられる場合は、法第12条の5及び第12条の6の指導及び助言並びに勧告等を実施する。また、都道府県は、自己点検の方法等についても、必要な助言等を行う。
- (4) 県は、(3)の確認を立入りにより行うことが望ましいが、従前の遵守状況、指導等の経過等を考慮し、必ずしも家畜防疫員の指導等が必要ないと考えられる場合は、電話、写真、動画等又は市町村、関連事業者、生産者団体及び民間の獣医師等の農場立入時の情報収集に基づき確認を行うことを可とする。ただし、計画期間中、全ての農場に少なくとも1回は、家畜防疫員が立入りを行う。
- (5) 県は、市町村、関連事業者、生産者団体及び民間の獣医師等を参集した講習会等を活用し情報収集を行うとともに、参集者に必要な知識・技術の習得・向上を伝達する。なお、

市町村、関連事業者、生産者団体及び民間の獣医師等は、（４）の情報収集の際、自己点検の方法等について、国又は県が作成するパンフレット等の必要な案内、進言等を行うことができる。

- （６）飼養衛生管理基準の遵守状況の確認及び指導等については、計画的に実施するよう努めるとともに、（３）及び（４）の結果、家畜の伝染性疾患の発生状況等を考慮し、優先的な指導等が必要な畜種、地域を定め指導を行うことができる。
- （７）県、市町村、関連事業者、生産者団体及び民間の獣医師等は、講習会、協議会等で、家畜の伝染性疾患の発生予防及びまん延防止に係る措置について相互に連携し、家畜の所有者等による自主的取組を助長するため、必要な助言及び指導を行う。
- （８）家畜の所有者等は、国、県、市町村及び生産者団体からの助言により、呼吸器病や下痢症、乳房炎等、致死的な症状を示さないものの、出生率や増体率の減少、乳質や乳量の低下等の生産性を阻害する疾患に対する認識や理解の向上に努め、飼養衛生管理基準の遵守を徹底するとともに、異状を呈する家畜を発見した場合は、獣医師等に速やかに通報し、助言を自ら求め、原因を追及することが重要である。
- （９）抗菌剤の不適切な使用によって発生・増加する薬剤耐性菌は、畜産分野において、家畜の治療を困難とするほか、食品を介して人へと伝播し、人の感染症の治療も困難とするおそれがある。県は、このような情勢を十分に認識し、抗菌剤の不適切な使用による薬剤耐性菌の出現を防ぐため、販売業者、獣医師、家畜の所有者等の抗菌剤の慎重使用に関する認識の向上を図り、抗菌剤を含む動物用医薬品の適正な流通・使用が図られるよう監視及び指導を徹底する。

第二章 家畜の飼養に係る衛生管理の状況並びに家畜の伝染性疾患の発生状況及び動向を把握するために必要な情報の収集に関する事項

I 実施方針

法に基づき、監視伝染病の発生予防・予察事業の的確な実施を図るため、「特定家畜伝染病防疫指針」及び「監視伝染病サーベイランス対策指針」により、発生状況及び動向を的確に把握する。

（１）乳用牛

ア. ヨーネ病については、清浄化を推進するため、家畜伝染病予防法第５条第１項に基づき実施する繁殖牛（乳・肉）の定期検査及び県外導入牛検査を実施する。感染牛の摘発・淘汰については「秋田県牛のヨーネ病防疫対策要領」に基づき、対策を実施する。

令和３年度は、搾乳の用に供する目的で飼養されてる乳用雌牛（生後２４か月令未満を除く）で、北秋田市、上小阿仁村、藤里町、由利本荘市、湯沢市、羽後町、東夏瀬村の区域に飼養されている乳用牛について検査を実施する。

令和3年度から5年度は、全県域において、県外から導入した牛については、本病の検査を受けるよう指導を強化する。

発生農場へは、高リスク牛の自主淘汰の推進（家畜生産農場清浄化支援対策事業）と畜舎、分娩房の消毒等の適切な衛生管理を指導する。

イ、ブルセラ症については、輸入牛、種畜検査対象牛、死流産した母牛（可能な場合、その胎子）を検査対象家畜とし、結核については、輸入牛、種畜検査対象牛について「牛のブルセラ症及び結核の清浄性維持サーベイランス実施要領」（令和3年3月5日付け、消費・安全局動物衛生課長通知）に基づき検査を実施する。

ウ、ピロプラズマ症は、定期検査による摘発・治療及び農場による自主的なダニ駆除（定期検査時のプアオン）により発症は減少している。放牧事前検査により原虫保有牛を摘発するとともに、放牧期間中においては、定期的な検査により原虫寄生状況、貧血の状況を把握するほか、必要に応じて月複数回の検査を実施し、早期治療並びに発症防止に努める。

エ、炭疽及び嫌気性菌感染症は、定期的立入検査により衛生指導するとともに、病性鑑定体制の一層の充実を図る。また、地域的防疫体制の整備に努める。

オ、アカバネ病については、県全域を法第5条に係る発生予察指定区域とし、定期的な抗体検査を実施するほか、自衛防疫による予防注射の指導を実施し、疑わしい症例の発生に際しては速やかに通報するように指導する。また、他の異常産についても立入検査、病性鑑定を実施する。

カ、牛伝染性リンパ腫は、近年、発生戸数・頭数が増加傾向にあり、立入検査、抗体検査により実態調査を行い、必要に応じ病性鑑定を実施し、衛生指導を実施する。引き続き効率的な牛伝染性リンパ腫対策を実施し、選定したモデル農場における高リスク牛の特定にかかる検査等を含め、引き続き検査と対策および効果検証を実施し、地域にフィードバックしていくことで県内の浸潤率の低下を図る。

令和3年より、モデル農家を選定し、抗体検査を実施しrPCR検査等により高リスク牛を摘発し計画的淘汰を進める計画である。

キ、伝達性海綿状脳症については、県全域を法第5条に係る発生予防指定区域とし、家畜伝染病予防法施行規則に基づき、96か月齢以上の死亡牛全頭について、ELISA法により検査を実施する。また、農場における監視体制を強化し、必要に応じて病性鑑定を実施する。

ク、その他、呼吸器病及び下痢症は牛の衛生管理の大きなポイントになっていることから、定期的な立入検査、抗体検査等を実施することにより実態の把握と衛生指導を行うとともに、必要に応じて病性鑑定を実施する。また、同様に、牛ウイルス性下痢粘膜病等の慢性疾病についても、立入検査、抗体検査等による実態把握、衛生指導等による発症予防を図

るとともに、必要に応じて病性鑑定を実施する。

- ケ. 飼養衛生管理基準を確実に遵守させるため、法第51条に基づく農場への立入検査を5年に1回以上実施する。立入検査のうえ必要に応じて病性鑑定を行い、抗体検査、衛生指導を実施する。

(2) 肉用牛

- ア. ヨーネ病については、家畜伝染病予防法第5条第1項に基づき実施する繁殖牛の定期検査及び県外導入牛検査を実施する。感染牛の摘発・淘汰については「秋田県牛のヨーネ病防疫対策要領」に基づき、対策を実施する。

令和3年度は、繁殖の用に供する目的で使用されている肉用雌牛（生後24か月令未満を除く）について、羽後町で飼養されているものを対象に検査を実施する。令和4年度は、鹿角市、小坂町、秋田市、男鹿市、湯上市、五城目町、八郎潟町、井川町、大潟村、にかほ市、大仙市（旧大曲市、協和町、仙北町地区に限る）及び仙北市の区域に飼養されているものを対象に検査を実施する。令和5年度は、大館市、北秋田市、上小阿仁村、由利本荘市（旧本荘市、岩城町、東由利町、由利町に限る）大仙市（旧神岡町、西仙北町に限る）及び大仙市（旧：南外村に限る）の区域に飼養されているものを対象に検査を実施する。

また、放牧牛、県外導入繁殖牛及び種雄牛についてスクリーニング法によって検査し、さらに家畜保健衛生所長が必要と認めた牛については、スクリーニング法及び糞便リアルタイムPCR検査法等を併用し、侵入防止及び清浄化を図る。

- イ. ブルセラ症については、輸入牛、種畜検査対象牛、死流産した母牛（可能な場合、その胎子）を検査対象家畜とし、結核については、輸入牛、種畜検査対象牛について「牛のブルセラ症及び結核の清浄性維持サーベイランス実施要領」（令和3年3月5日付け消費・安全局動物衛生課長通知）に基づき検査を実施する。

- ウ. ピロプラズマ症、炭疽、嫌気性菌感染症、牛伝染性リンパ腫、呼吸器病、下痢症及び伝達性海綿状脳症については乳用牛の場合と同様に実施する。

- エ. アカバネ病については、乳用牛の場合と同様に実施する。

- オ. 上記以外の伝染性疾病については、乳用牛と同様に立入検査、抗体検査等による実態把握、衛生指導等による発症予防を図るとともに、必要に応じて病性鑑定を行う。

- カ. 飼養衛生管理基準を確実に遵守させるため、法第5条及び法第51条に基づく農場への立入検査を5年に1回以上実施する。

(3) 豚

ア. 豚熱については、免疫付与状況確認のための抗体検査および臨床的異常豚のウイルス検査を実施する。

令和3年度も以降、豚熱の発生状況等について、全ての養豚場、養豚管理獣医師、市町村及び畜産関係機関（JA及びと畜場）に対し、FAX、電話、メール等にて周知、注意喚起。飼養衛生管理基準の遵守を継続して指導している。県内において「食品残さ由来」を給与している農場及び飼料工場に立入りし、原材料及び処理状況を確認指導している。

県内の野生いのししの検査は、平成30年度、2頭で検査実施し全頭陰性。令和元年度より、県猟友会、自然保護課を通じて、市町村及び猟友会あてにイノシシの死体を発見した際は、家保に連絡するよう依頼している。令和2年度は、猟友会の協力を得て死亡個体2頭、捕獲個体39頭について豚熱及びアフリカ豚熱の遺伝子検査を実施し、全頭陰性を確認している。

今後、ワクチン接種に頼らない、飼養衛生管理基準の遵守の徹底を指導しながら、異常豚が見られた場合は早期発見・早期通報の徹底を図る。

イ. 豚丹毒については、と畜場での発生があることから、定期的な立入検査を実施し、自衛防疫による予防注射の指導と併せて衛生指導の徹底を図る。

ウ. 飼養衛生管理基準を確実に遵守させるため、法第51条に基づく農場への立入検査を年に1回以上実施する。

（4）鶏

ア. 鳥インフルエンザについては、「高病原性鳥インフルエンザ及び低病原性鳥インフルエンザに関する特定家畜伝染病防疫指針」及び「平成30年度における高病原性鳥インフルエンザ等の防疫対策の強化について（平成30年9月12日付け農林水産省消費・安全局長通知）」に基づき、モニタリングを実施するとともに、必要に応じて病性鑑定を行い、侵入防止と清浄性維持に努め、加えて県内の畜産主務部局以外の部局との調整を図るとともに、連携体制の確認等地域的防疫体制の整備に努める。また、少規模飼養者に対しても立入検査等により衛生指導を実施する。

イ. ニューカッスル病及び鳥マイコプラズマ病については、立入検査、抗体検査等を行い、衛生指導を実施する。また少規模飼養者に対しても立入検査等により衛生指導を実施する。

ウ. 家禽サルモネラ症（ひな白痢）は、種鶏、採卵鶏、ブロイラー等について立入検査を実施し衛生指導に努め、必要に応じ検査を実施する。

エ. 上記以外の伝染性気管支炎、マイコプラズマ病、伝染性ファブリキウス嚢病等について立入検査、抗体検査等により衛生指導を行うとともに、必要に応じて病性鑑定を実施する。

オ. 家きん100羽以上（だちょうにあっては10羽以上）の所有者を対象に、飼養衛生管

理基準を確実に遵守させるため、法第 51 条に基づく農場への立入検査を年に 1 回以上実施する。

(5) 馬

ア. 馬インフルエンザ等伝染性疾患の発生状況を把握するため、定期的に立入検査を行い、必要に応じて病性鑑定を実施する。

(6) 蜜蜂

ア. 腐蝕病については、県外へ移動する転飼の検査を中心に行うが、近年小規模養蜂家での発生がみられることから、定飼及び県内転飼のみつばちについても自衛検査を推進する。バロア病、ノゼマ病、アカリダニ病及びチョーク病については、発生状況を把握し、衛生指導を実施する。

(7) めん羊、山羊

ア. 伝達性海綿状脳症及びその他の伝染性疾患の発生状況を把握するため、定期的に立入検査を行い、必要に応じて病性鑑定を実施する。また、12 か月齢以上の死体については、「伝達性海綿状脳症（TSE）検査対応マニュアル」に基づきサーベイランスを実施する。山羊関節炎・脳脊髄炎については、「サーベイランス実施概要」に基づきサーベイランスを行うとともに、必要に応じて病性鑑定を実施する。

イ. 飼養衛生管理基準の遵守状況を確認するため、6 頭以上飼養する農場を対象とし、法第 51 条に基づく立入検査を年に 1 回以上実施する。

(8) 輸入家畜

ア. 家畜防疫対策要綱に基づき、立入検査、抗体検査を実施し、防疫に努める。

第三章 重点的に飼養衛生管理に係る指導等を実施すべき事項

I 飼養衛生管理基準のうち重点的に指導等を実施すべき事項

1 重点的に指導等を実施すべき事項及び指導等の実施方針

指導の方法は、家畜防疫員による立入検査・電話、ファックスメール等により農家へ直接行うほか、研修会、講習会や情報提供の祭にも必要な項目について周知する。

家畜区分	重点的に指導等を実施すべき事項	指導等を実施する目安の地域、時期等
牛、水牛、鹿 めん羊及び山羊	・家畜の所有者の責務の徹底 ・飼養衛生管理マニュアルの作成及び従事者等への周知徹底 ・記録の作成及び保管 ・衛生管理区域専用の衣服及び靴の設置並びに使用 ・衛生管理区域の出入口における車両の消毒 ・特定症状が確認された場合の早期通報	県内全域 令和4～5年
豚及びいのしし	・家畜の所有者の責務の徹底 ・飼養衛生管理マニュアルの作成及び従事者等への周知徹底 ・記録の作成及び保管 ・衛生管理区域の適切な設定 ・衛生管理区域に立ち入る者の手指の消毒 ・衛生管理区域専用の衣服及び靴の設置並びに使用 ・衛生管理区域の出入口における車両の消毒 ・衛生管理区域への野生動物の侵入防止 ・畜舎ごとの専用の靴の設置及び使用並びに手指の消毒 ・野生動物の侵入防止のためのネット等の設置、点検及び修繕 ・衛生管理区域内の整理整頓及び消毒 ・特定症状が確認された場合の早期通報	県内全域 令和3年
鶏、あひる、うずら、きじ、だちょう、ぼろぼろ鳥及び七面鳥	・家さんの所有者の責務の徹底 ・飼養衛生管理マニュアルの作成及び従事者等への周知徹底 ・記録の作成及び保管 ・衛生管理区域の適切な設定 ・衛生管理区域に立ち入る者の手指の消毒 ・衛生管理区域専用の衣服及び靴の設置並びに使用 ・衛生管理区域の出入口における車両の消毒 ・衛生管理区域への野生動物の侵入防止 ・畜舎ごとの専用の靴の設置及び使用並びに手指の消毒 ・野生動物の侵入防止のためのネット等の設置、点検及び修繕 ・衛生管理区域内の整理整頓及び消毒 ・特定症状が確認された場合の早期通報	県内全域 令和4年

馬	・家畜の所有者の責務の徹底 ・飼養衛生管理マニュアルの作成及び従事者等への周知徹底 ・記録の作成及び保管 ・衛生管理区域の適切な設定 ・器具の定期的な清掃	
---	---	--

2 各年度の優先事項等

<令和3年度～令和5年度>

(1) 飼養衛生管理マニュアルの作成及び従事者等への周知徹底

家畜の飼養農場における防疫対策の具体的手順、特に特定症状を発見したときの通報ルール並びに衛生管理区域に入る際の人の更衣及び車両の消毒等のルールについて、獣医師等の専門家の意見を反映したマニュアルを作成し、マニュアルの冊子化、看板の設置等必要な措置を講じ、家畜の農場に立ち入る全ての者に周知徹底するよう指導等を行う。

※ ・豚、いのしし：令和3年4月 ・牛、めん羊、山羊、馬、鶏ほか：令和4年2月

(2) 放牧制限の準備

野生動物対策をはじめとする飼養衛生管理が徹底出来ない場合、野生動物との接触の機会が増加し、家畜伝染病の発生リスクが高まることから、家伝法第34条の放牧制限の発動に対応した、管理が必要となることから、家畜を収容できる避難用設備の確保の準備や出荷や移動の算段等を事前準備を行う。

※ ・豚、いのしし：令和3年4月 ・牛、めん羊、山羊：令和4年2月

(3) 処理済みの飼料の利用

肉を扱う事業所等から排出された食品循環資源を自ら調達して飼料として給与する場合には、加熱等の処理及び処理前後における交差防止措置を適切に講ずるよう指導等を行う。

※ ・豚、いのしし：令和3年4月

(4) 野生動物の侵入防止のためのネット等の設置、点検及び修繕

畜舎、飼料保管庫、堆肥舎、死体保管庫等に野生動物の侵入を防止することができる防鳥ネットその他設備を設置し、定期的に該当設備の破損状況を確認し、破損がある場合は、遅滞なく修繕するよう指導等を行う。

※ ・鶏その他家きん：令和3年10月

(5) 衛生管理区域の出入口における車両の消毒

衛生管理区域の出入口に消毒機器を設置し、衛生管理区域に出入りする車両を消毒すること、特に車内のフロアマット及び車両の荷台に存在する有機物を介して病原体が持ち込まれ、又は持ち出されることがないように指導等を行う。

(6) 衛生管理区域への野生動物の侵入防止

衛生管理区域内に野生いのししが侵入しないよう防護柵の設置その他必要な措置を講じ、定期的に防護柵その他の破損状況を確認し、破損がある場合は、遅滞なく修繕するよう指導等を行う。

(7) 衛生管理区域専用の衣服及び靴の設置並びに使用

衛生管理区域内に入る全ての者が、衛生管理区域専用の衣服及び靴へ更衣するよう指導する。その際、着脱前後の衣服及び靴は、すのこ、分離板等で場所を離して保管し、かつ、更衣の前後に利用する経路を一方通行とすること等の交差防止措置を講ずるよう指導等を行う。

(8) 衛生管理区域内の整理整頓及び消毒

不要な資材等の処分、除草及び資材、機材等の整理整頓等を行った上で、敷地を定期的に消毒するよう指導等を行う。

(9) 畜舎ごとの専用の靴の設置及び使用並びに手指の洗浄及び消毒

畜舎に入る全ての者が、畜舎ごとの専用の靴に履き替えるとともに、畜舎の出入口において手指の洗浄及び消毒等の措置を講ずるよう指導等を行う。

(10) 記録の作成及び保管

衛生管理区域に立ち入った者、衛生管理区域において当該家畜の飼養を行う者の海外への渡航、飼養する家畜が呈した異状等に関する記録を確実に作成し、保管するよう指導等を行う。

Ⅱ I 以外で推奨すべき、飼養衛生管理上の事項

(1) 県は、飼養衛生管理基準が定められた家畜の種類ごとに、主要な伝染性疾病に関し、その病原体の伝播経路（感染方式）及び有効な消毒薬並びに感染した家畜の病態等について、市町村及び生産者団体と連携して周知を図る。

(2) 県は、家畜の伝染性疾病の発生等により、飼養衛生管理基準に規定する内容以外の飼養衛生管理上の措置が必要となった場合には、家畜の所有者等に対し、その必要となった措置を講ずるよう指導を行う。

(3) 家畜の所有者等は、メールアドレスの取得並びにインターネットの接続環境及び閲覧機器の確保を行い、国及び県から発信される家畜防疫に関する情報を適時把握できる環境を整備する。なお、環境が整備されるまでの間は、FAX等による代用も可とする。

(4) 家畜の所有者等は、野生動物が家畜伝染病の病原体に感染したことが確認されているものとして農林水産大臣が指定する地域において講ずることが必要となる追加措置について、

平時から、各農場で取るべき対応を想定し、訓練する。

- (5) 家畜の所有者は、家畜（家さん）の死体の埋却地の確保を進める。県は、利用可能な土地に関する情報等の提供、市町村及び生産者団体と連携した利用可能な公有地の決定、焼却施設又は化製処理施設のリストアップ及び発生時の利用の調整を行う。

第四章 家畜の所有者又はその組織する団体が行う自主的措置の活性化に関する事項

I 家畜の所有者又はその組織する団体が行う自主的措置の活性化に関する方針

県家畜自衛防疫協議会は、地域家畜自衛防疫協議会並びに農業協同組合等家畜自衛防疫事業実施団体が行う家畜疾病予防の推進と団体相互の連絡強調を図り、畜産経営の安定に資することを目的として運営されている。本会は、家畜伝染病、家畜伝染疾病の予防及び衛生技術の向上に関することを柱として事業を実施している。

県は、県自衛防疫協議会に対し、自衛防疫強化対策事業として、家畜における伝染性疾病的発生を未然に防止するため、組織的な予防接種に対する助成を継続する。また、県内の家畜衛生に係る課題を明確にし、研修会等により必要な情報を提供する。

家畜保健衛生所等は地域自衛防疫協議会に対し、地域における家畜衛生に係る課題を明確にし、必要な情報等を提供する。

家畜の所有者は、家畜衛生の基本である消毒の徹底と励行を併せて本事業を積極的に活用し予防対策を確実に実施し損耗防止と生産性の向上を図る。

第五章 飼養衛生管理に係る指導等の実施体制に関する事項

I 県の体制整備

1 家畜防疫員の確保

- (1) 法第53条第4項において、県知事は、法に規定する事務を処理するために必要となる員数の家畜防疫員を確保するよう努めることとされている。

- (2) 県は、平常時から、民間獣医師の家畜防疫員への任命、修学資金の活用等による県の獣医師職員の確保、公衆衛生部局の獣医師や獣医師以外の県職員の家畜防疫員への任命、退職獣医師の活用等を通じ、家畜防疫員の確保を計画的に図る。

また、企業養豚等に所属する管理獣医師についても、積極的に任命する。

2 家畜防疫員の育成

- (1) 県は、関係都道府県及び国が組織する協議会等において、家畜防疫員に対する研修会又は講習会に関する優良事例等の情報共有を図りながら、各都道府県においてこれらの研修会等を積極的に開催するよう努める。

- (2) 県は、研修会及び講習会の開催に限らず、国内外の家畜伝染病の発生状況、最新の科学的知見、飼養衛生管理の指導等を行うに当たり有益な技術的助言等について、家畜防疫員に対して逐次情報提供を行う。

Ⅱ 飼養衛生管理者の選任、研修等

1 飼養衛生管理者の選任に関する方針

- (1) 飼養衛生管理者は、普段から家畜と接している家畜の所有者や全ての従事者等が飼養衛生管理基準を遵守することの重要性を踏まえ、国及び県から提供される最新の家畜衛生に関する情報も活用し、衛生管理区域における飼養衛生管理の適正な実施を担保する中心的役割を担うために、選任されるものである。
- (2) 県は、家畜の所有者に対し、衛生管理区域ごとに、それぞれ別の飼養衛生管理者を選任するよう指導する。ただし、衛生管理区域が近接している場合等、複数の衛生管理区域を通じて一人の飼養衛生管理者を選任したとしても飼養衛生管理の適正な実施に支障がないと考えられる場合は、この限りでない。
- (3) 飼養衛生管理者の住所が衛生管理区域から著しく遠方にある場合や、多数の衛生管理区域を通じて一人の飼養衛生管理者を選任している場合等、衛生管理区域において飼養衛生管理が適正に行われているかを確認及び指導することが事実上困難と考えられる場合には、県は、家畜の所有者に対し、飼養衛生管理者の選任状況を見直すよう指導する。

2 飼養衛生管理者に対する研修・教育に関する方針

- (1) 県は、飼養衛生管理者がその業務を行うために必要な知識・技術の習得・向上を図ることができるよう、研修の機会を提供するとともに、家畜の所有者に対し、飼養衛生管理者を当該研修に参加させるよう指導する。また、家畜の所有者自身が当該研修に参加することも併せて推奨する。
 - ① 外国及び国内（特に当該都道府県）における家畜の伝染性疾患の発生の状況・動向
 - ② 飼養衛生管理基準の内容及び同基準を遵守するための具体的な措置の内容
 - ③ 当該都道府県の指導計画の内容
 - ④ その他必要な知識・技術の習得・向上に資する事項

3 飼養衛生管理者に対する情報提供に関する方針

- (1) 家畜の伝染性疾患の発生状況やその対策を中心として、情報提供を行う。対象・時期は、疾患の発生リスクを踏まえて考慮する。
- (2) 言語によるコミュニケーションに配慮が必要な外国人従業員に対しては、家畜の伝染性疾患の発生状況や飼養衛生管理基準について、十分理解した上で家畜の飼養管理を行うよう、従業員の母国語等理解できる言語や図や写真を多用した掲示物により、家畜衛生に関する情報を伝達する必要がある。

また、外国人従業員が母国から動物検疫を受けないで畜産物を郵便物等として持ち込まない等、注意喚起が必要である。

飼養衛生管理者等が、これら状況を把握し、主体となって取り組むことに対して、県は、情報提供や助言を行う。

Ⅲ その他指導等の実施体制に関する事項

- (1) 県は、法第 12 条 3 の 4 第 5 項に基づき指導計画を国に報告するに当たり、年間指導スケジュールを添付するものとし、国から当該指導計画の策定、変更等に係る助言があった場合は、可能な限りその助言を当該指導計画に反映させるよう努める。
- (2) 県は、その年の家畜の飼養衛生管理の状況、指導計画の実施状況及び家畜防疫員の確保状況を、国が別途示す様式により、翌年 2 月 1 日までに国へ報告する。
- (3) 県は、法第 12 条の 6 第 3 項及び第 34 条の 2 第 3 項の命令違反者については、違反の程度、家畜伝染病が発生した場合の影響等を勘案し、違反行為があった旨を明らかにする必要が極めて高いと考えられる場合は、家畜の飼養農場の名称及び所在地、代表者名又は家畜の所有者の氏名、違反事由、必要に応じて出荷先等を速やかに公表するとともに、(2) の様式により、速やかに国へ報告する。

第六章 協議会等の活用その他の飼養衛生管理に係る指導等実施に関し必要な事項

Ⅰ 協議会等の活用と相互連携に関する方針

- (1) 家畜の伝染性疾病の発生予防とまん延防止のためには、家畜の所有者、国、都道府県、市町村、生産者団体等が、それぞれの役割を自覚し、協議会等、関係者が常に情報共有や意思疎通を可能とする仕組みを構築することで相互に連携し、対策を円滑かつ迅速に実施していくことが重要である。
- (2) このため、関係都道府県及び国は、農政局等の地域ブロックごとにブロック協議会を組織し、家畜伝染病の発生予防及びまん延防止のため、以下の事項等について、相互に連携するものとする。また、ブロック協議会同士でも情報共有等を図り、相互に連携することとする。
 - ① 平常時には、国内外の家畜伝染病の発生状況、最新の科学的知見、優良事例（飼養衛生管理者及び管理獣医師等に対する効果的な研修手法やその有効な活用方法を含む。）、飼養衛生管理の向上のための指導事項等の情報提供、防疫演習、家畜伝染病の発生状況調査等の協働実施、家畜伝染病発生時の人員及び資材等の融通、県境域の消毒ポイントの設置及びその運営、家畜集合施設の開催及び運用に関する方針等連携強化に関する協議等
 - ② 家畜伝染病の発生時又は野生動物における家畜の伝染性疾病の感染確認時には、人員及び資材の融通、県境域の消毒ポイントの共同運営、周辺の家畜の飼養農場における疾病発生の状況及び衛生管理の状況並びに野生動物における浸潤状況の調査等に係る相互連携、家畜等の移動又は移出の制限、家畜集合施設の開催及び運用、ワクチン接種時の生体等の広域移動等まん延防止対策に係る協議、その他疫学情報の共有、経営再開支援策に関する情報共有

(3) また、県は、(2)のほか、当該都道府県における家畜伝染病の発生予防及びまん延防止の措置等を円滑かつ適切に実施するため、管内の市町村と連携し、都道府県協議会を設置するよう努めるものとする。都道府県協議会においては、(2)のブロック協議会における取組に即して、以下の事項等について、相互に連携するものとする。また、Ⅱ(3)により地域の生産者団体等が協議会等を組織した場合には、これらの協議会等とも相互に連携するものとする。

- ① 平時には、飼養衛生管理基準の制度内容、飼養衛生管理の現況、国又は都道府県による飼養衛生管理の向上のための指導事項等の情報共有、所有者等向けの研修会及び説明会の開催、家畜伝染病発生時の人員及び資材等の融通、埋却地の確保等の連携強化に関する協議等
- ② 家畜伝染病の発生時又は野生動物における家畜の伝染性疾患の感染確認時には、人員及び資材の融通、周辺農場における発生状況及び衛生管理の状況並びに野生動物における浸潤状況調査等の防疫措置の実施に係る相互連携、移動又は移出の制限、ワクチン接種時の生体等の広域移動、埋却地の確保等まん延防止対策に係る協議、その他疫学情報の共有、経営再開支援策に関する情報共有、その他疫学情報の共有、経営再開支援策に関する情報共有

(4) その他、特に生産性を阻害する慢性疾病対策等の家畜衛生上の課題が共通する広域の地方公共団体間においては、平時における優良事例（所有者等に対する効果的な研修手法やその有効な活用方法を含む。）、地域ごとの発生状況、慢性疾病の清浄化に向けた計画及び対応方針等の情報共有、各地方公共団体の家畜衛生担当者向け研修会及び説明会等の協働実施や、人員、資材等の融通等まん延防止対策に関する連携、家畜所有者に対する支援策に関する情報共有等を図るためにも、協議会等を組織することが推奨される。

協議会等の種類	構成	設置時期	事務局	協議内容
秋田県CSF感染拡大防止対策協議会(仮称)	県猟友会、関係機関、国、県、市町村	令和3年度以降	県	野生いのししの経口ワクチンの散布について
青森県・岩手県・秋田県境防疫会議	青森県畜産課課、岩手県畜産課、秋田県畜産振興課、青森県津軽家保、青森県八戸家保、青森県十和田家保、岩手県県北家保、岩手県中央家保、秋田県北部家保	既設	持ち回り	県境における家畜衛生に関する諸問題
岩手県・宮城県・山形県・秋田県境防疫会議	岩手県畜産課、宮城県畜産課、山形県畜産振興課、秋田県畜産振興課、岩手県中央家保、岩手県県南家保、宮城県北部家保、山形県最上家保、山形県中央家	既設	持ち回り	県境における家畜衛生に関する諸問題

	保、秋田県南部家保			
山形県・秋田県 境防疫会議	山形県畜産振興課、秋田県畜産 振興課、山形県庄内家保、山形 県最上家保、山形県中央家保、 秋田県中央家保、秋田県南部家 保	既設	持ち回り	県境における家畜衛生 に関する諸問題
東北家畜衛生協 議会検討会	青森県、岩手県、宮城県、山形 県、福島県、秋田県、国	既設	持ち回り	東北地域における家畜 衛生の課題等について 検討
北海道・東北ブ ロック家畜衛生 協議会	北海道、青森県、岩手県、宮城 県、福島県、山形県、秋田県	既設	持ち回り	北海道・東北地域にお ける家畜衛生に関する 意見交換に関すること
ASF 侵入防止 対策協議会	県養豚協会、秋田県農業公社、 養豚農家、県	令和元年	秋田県農業公 社	CSF、ASFの発生 予防のため野生動物侵 入防止対策（防護柵設 置）
秋田県オーエス キー病防疫協議 会	地域オーエスキー病防疫協議 会、県	既設	県	オーエスキー病防疫対 策に関すること
食肉検査所、家 保連絡協議会	県食肉衛生検査所、北部家保	既設	持ち回り	食肉衛生検査所と家保 の情報共有、連絡調整
県自衛防疫協議 会	地域自衛防疫協議会、市町村、 JA、県	既設	秋田県農業公 社	各種ワクチン接種に関 すること

Ⅱ 家畜の伝染性疾病の発生時における緊急対応に関する方針

(1) 県は、口蹄疫、ASF等の悪性の伝染性疾病が家畜において発生し、又は野生動物において確認された場合には、Ⅲの(2)に基づき、防疫指針に基づき、ASF及びCSFに加え、口蹄疫、牛疫及び鳥インフルエンザについて適切にサーベイランスを実施するとともに、周辺の家畜の飼養農場に対し、当該疾病の発生・確認に伴い設定される制限区域内を中心に、飼養衛生管理基準の遵守状況について速やかに緊急点検を実施する。

(2) その際、県は、現に近隣で疾病が発生していること及び既に病原体が農場内に侵入している可能性があることを踏まえ、飼養衛生管理基準のうち、特に「Ⅱ 衛生管理区域への病原体の侵入防止」及び「Ⅳ 衛生管理区域外への病原体の拡散防止」が確実に実施されているかを確認し、実施が不十分と考えられる場合には、第二章のⅢ(3)のとおり、法第34条の2に基づき緊急の勧告又は命令を行う。

(3) また、県は、周辺の家畜の飼養農場において特定症状が確認された場合の早期通報が円

滑かつ確実に行われるよう、疾病の発生状況、管轄家畜保健衛生所の電話番号等の連絡方法、通報が必要となる症状等について周知する。

さらに、通報以外にも、消毒方法や飼養衛生管理の相談対応など、家畜の所有者等が飼養衛生管理基準を遵守できるよう円滑な連絡体制をあらかじめ構築する。

Ⅲ 通常の家畜の飼養農場以外の場所への対応に関する方針

(1) 法においては、家畜の飼養に係る用途にかかわらず、法で指定された家畜を飼養している者は、飼養衛生管理基準を遵守する義務がある。このため、通常の家畜の飼養農場以外の場所（観光牧場、動物園、愛玩動物飼育場等）についても、その定期的・計画的な指導等のため、本指針及び指導計画の対象とする。

(2) その際、都道府県は、それぞれの飼養環境・形態の特徴、人及び野生動物との接触の機会等を考慮の上、衛生管理区域の適切な設置、重点的に消毒を強化するポイント等の飼養衛生管理上の留意点を明示するよう指導する。

また、動物園等を対象に指導等を行う場合には、畜産部局以外の関係部局に飼養衛生管理基準の遵守の重要性を説明した上で、適切に連携して行う。

(参考1) 令和3年度 サーベイランススケジュール
実施期間 R3.4.1~R4.3.31

家畜 区分	対象 疾病名	目的	実施方法		
			地域	検査対象	方法
牛	ヨーネ病	発生予防	羽後町	繁殖の用に供し、又は供する目的で使用している肉用雌牛（生後24ヶ月例未満を除く）	抗体検査 遺伝子検査
			北秋田市、上小阿仁村、藤里町、由利本荘市、湯沢市、羽後町、東成瀬村	搾乳の用に供し、又は供する目的で使用している乳用雌牛（生後24ヶ月例未満を除く）	
			県内全域	実施する区域を所轄する家畜保健衛生所長が発生予防のために必要と認めた牛	
牛	BSE	発生予防	県内全域	実施する区域で死亡した牛で、生後96か月齢以上、生前に歩行困難、起立不能等であったものにあつては生後48か月齢以上及び生前に農林水産大臣が指定する症状を呈していた牛	プリオン検査
牛	アカバネ病	発生予察	県内全域	この疾病を予防するワクチンを接種していない牛であつて、実施する区域を所轄する家畜保健衛生所長が発生を予察するため必要と認めた牛	抗体検査
豚	豚熱	発生予察	県内全域	実施する区域を所轄する家畜保健衛生所長が発生を予察するため必要と認めた豚	臨床検査 血清学的検査、遺伝子検査
蜜蜂	腐蛆病	発生予防	鹿角市、小坂町、由利本荘市、にかほ市、湯沢市、羽後町、東成瀬村	実施する区域で飼育されている蜜蜂の群	目視検査
家きん	家きんサルモネラ感染症	発生予防	県内全域	実施する区域を所轄する家畜保健衛生所長が発生の予防のため必要と認めた鶏、あひる、うずら及び七面鳥	抗体検査